

2022 年度インタビュー映像研究班の成果について ——被害者の当事者性をめぐる考察と調査研究——

佐藤哲彦（関西学院大学）

2022 年度の活動は 2024 年度までの 3 年計画の初年度として、これまで一年単位で取り組んで来た研究計画を見直し、とくに「薬害被害者の当事者性」を再考しつつ、それを長期にわたってどのように記録し、どのように展示するかということを念頭に、各年の計画を考慮しながら研究に取り組んだ。インタビュー映像研究班としての主な研究活動は二つの課題とそれらのサブカテゴリーに関するものであり、二つの課題はそれぞれ「証言映像の調査研究」ならびに「映像資料の研究と構築」である。以下では、それぞれの課題とそのサブカテゴリーについて、その成果やそれを踏まえた今後の活動などについて報告する。

(1) 証言映像の調査研究

「証言映像の調査研究」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」の分析であり、もう一つは、被害経験の証言映像の調査研究である。

①薬害被害者の証言映像の分析

この課題については、従来通り、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、また、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかを考えるためである。当初はこれのみが当研究班に課された課題であり、インタビュー映像研究班の原点とも言える課題である。

この分析については 2022 年度も継続し、いまだに記号の挿入と分析が済んでいない証言映像に対して記述を行った。今年度は、2020 年度まで未入手であった平成 30 年と平成 31 年の証言映像のうち、2022 年度の作業により残ったもの幾つかに着手した。それらを上記の方法で記述することにより、これまで仮説的に得ている知見の検証を行い、それによって、当該薬害経験はどのように語られるのか、そしてそのように語られる薬害経験の証言映像はどのように展示されうるのか、などについて検討した。昨年度も述べたが、これらの作業は、証言映像とは何かという一般的な知見を検討するも

のであるとともに、個々の具体的な証言映像を記録し展示する場合に、それら個々の証言映像において実践されているカテゴリとの関係でどのように分類し、またそれをどのような形で視聴者に伝える必要があるのか、などについての基礎的な知見を提供するものである。

具体的には、今年度は平成 30 年に撮影された薬害スモン被害者の証言映像を 3 本、薬害肝炎被害者の証言映像 1 本、陣痛促進剤被害者の証言映像 2 本、薬害エイズ被害者の証言映像 1 本それぞれを対象とし、それらのトランスクリプションを分析用に編集して検討した。ここでは個々の分析は省略するが、薬害の被害体験を成立される一般的ディスコース（佐藤 2016; 2018; 2023）すなわち原因論・責任論・構造論・連帯論などとは別に、個別的で個人的な体験のもつ意味の重要性が、これまでの研究と同様に観察された。このような一般性と個別性の組み合わせこそが、薬害の被害体験をそれとして成り立たせていると考えられる。この点については具体的な事例をもとに論文化する必要があるだろう。

②被害経験の証言映像の調査

上記サブ課題をとくに展示という活動との関係で十分に遂行するためには、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や傷病経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、今年度も昨年度に続き、戦傷病者史料館などにおいて証言映像の観察を行うとともに、期間限定で開催される企画的な資料公開などについても調査を行った。戦傷病者の証言映像の企画に関連するカテゴリ設定は、傷病の部位や重篤さなどとうよりもむしろ、その経験の社会的な共通性もしくは相似性によるものが観察可能である。換言すると、部位や重篤さが共通のものであっても、その共通性は帰国後の社会のなかで経験される共通性として表象される。すなわちそれは社会的なものなのである。そのような社会性を帯びたカテゴリの設定が、それぞれの企画の特徴であると考えられる。この「社会的経験の共通カテゴリ」の仮説は、今後は他の被害経験の証言映像も含めた同様の観察によって検証が必要であると考えられよう。

(2) 映像資料の研究と構築

「映像資料の研究と構築」という課題は二つのサブカテゴリに分けられる。ただし研究の進行中に三つ目のサブカテゴリの設定について研究協力者らと協議し、それについては 2022 年度末に準備して 2023 年度に試験的に行うことになるだろう。

①デジタルストーリーテリング(DST)の制作支援

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング(以下、DST)制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では2019年度にこれを発案し、2020年度に試験的にワークショップを実施し、2021年度においてはその制作を継続的に行った。これによって、展示用の短い映像を制作するという事に限らず、DSTというメディア実践の可能性と問題点を浮き彫りにし、薬害DSTの記録的価値と展示的価値に関する記述を蓄積することが可能になると考えたからである。この活動の将来計画上の論点としては、将来的に薬害アーカイブズの研究班およびインタビュー映像研究班が解散したとしても、その技法が被害者団体に引きつがれてDST制作が可能となるということがあげられる。ただし、それにはさらなる知見や経験の蓄積と、実際の被害者の方々のDSTワークショップへの参加が必要となる。そこで、ワークショップへの参加を促すための資料となるプロトタイプの薬害DSTを2021年度に制作したものの、残念ながら2022年度もコロナ禍が継続していたため、ワークショップは開催できなかった。開催には数ヶ月前から準備がいるが、コロナ禍の行方がどうなるのかが不明である状況では積極的な参加が見込めず、企画自体ができなかった。

そこで2022年度はDSTに関しては、プロトタイプ映像の一部のマスクなど編集作業を行うのみとなった。2023年度には新型コロナ感染は5類に移行したため、今後は薬害被害者の団体と交渉しながら、被害者自身がDSTにコミットする機会を設ける必要があると考えられる。

②薬害被害者の肖像写真撮影実践

DST制作を保管する形で、映像資料の研究と構築に関して、2022年度に力を入れて行ったのは薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」と呼ばれる企画であり、そもそも、証言映像の分析によって薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたため、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強する意味で開始したものである。

すでに明らかにしているように、薬害被害者は薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をしており、薬害被害者ディスコースにおいては、それに対して再び社会との連帯を求めていることが明らかになっている(佐藤 2016; 2018; 2023)。これは、彼ら被害者にとっては、市民としての役割の再獲得が目指されていると言っている。

しかしながらその一方で、薬害被害を訴えることだけでは、薬害被害者としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがある。換言すれば、薬害防止活動が、その意図せざる結果として被害者らを被害者カテゴリーに閉じ込めてしまう恐れがあるということである。そのような役割に閉じ込められてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反し、被害体験の一般性を減じてしまう恐れさえあるだろう。そこで、「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を人びとに示す必要があると考え、そのための肖像写真撮影に着手したのである。これは多くの撮影が進み、それらが展示され、その後一般的に鑑賞されることを通してこそ達成されるプロジェクトである。次の図版は、対象者に説明のために配布している文書である。

薬害被害者肖像写真プロジェクトについて

このプロジェクトは、厚生労働省の厚生労働行政推進調査事業費による「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究」にもとづく研究プロジェクトであり、将来的な薬害資料の展示のための基礎的活動の一つです。将来的な薬害資料展示のことを念頭におき、また薬害被害経験のリアリティを補強する意味で、2021年度に試験的にこのプロジェクトを開始しました。このプロジェクトを考案したのは、これまでの薬害被害者の方々の証言映像を分析することにより、薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたためです。

以下に少し詳しく説明します。

薬害被害者の方々は、薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をされています。そして薬害被害者の方々の語りでは、被害者の方々が、そのような差別や排除を越えて再び社会との連帯を求めていることが示されています。これはすなわち、被害者の方々にとっては、市民として立場の回復が目指されているということの意味します。しかしながらその一方で、従来のように薬害経験を訴えるだけでは、「市民としての立場」よりもむしろ「薬害被害者としての立場」に固定されてしまう恐れがあります。別の言い方をすると、薬害防止活動が、その意図せざる結果として、被害者らを被害者という枠組みに閉じ込めてしまう恐れがあるということです。被害者の方々をそのような枠組みに閉じ込めてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反することになり、その結果として、被害体験の一般性が他の人びとに理解しづらくなってしまいうれがあるというわけです。

そこで「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を、多くの人びとに示す必要があります。そしてそのためには肖像写真の展示が有用であると考えられます。

このような考えから、インタビュー映像研究班では肖像写真の撮影に試験的に着手しました。そしてこのプロジェクトは、多くの撮影が進んでそれらの肖像写真が展示され、一般的に鑑賞されることを通じてこそ完成するプロジェクトであるといえます。

多くの薬害被害者の方々のご参加とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

インタビュー映像研究班

佐藤哲彦（関西学院大学社会学部教授）

これについて2022年度は、サリドマイド薬害被害者1名、ワクチン薬害被害者2名、薬害エイズ被害者3名の肖像撮影を行った。このプロジェクトは薬害被害者自身の参加が重要であるため、研究協力者として薬被連のメンバーにも加わってもらっている。さらにその撮影過程では、それぞれの被害者とさまざまな話をしながら、彼らの希望する場所を訪問して撮影を行うことで、撮影者らに、これまでにないような被害者との情緒的交流の経験を可能にしている。さらにこれまでの経験から、このプロジェクトはその主旨が撮影対象者に共感を呼んでいるものと考えられる。主旨を説明すると、

すぐに理解してもらえるのである。その意味でも非常に重要な活動であり、今後も継続的に行うことが必要とされる。

③写ルンですプロジェクト

これはまだ試験的運用の段階であり、実際には 2023 年度にその可否を議論する必要があるが、「写ルンですプロジェクト」と称するプロジェクトを企画した。これは、使い捨ての「レンズ付きフィルム」を肖像写真プロジェクトなどで出会った被害者に渡し、自分の発想や感覚で記録してもらうものである。本来であれば DST 制作がその一部を行う薬害被害経験の当事者による主体的記録であるが、コロナ禍のためにそれが回らなくなっている。そこで、一部はその代替的機能を担うものとして、すでに何人かの薬害被害者に「レンズ付きフィルム」を配布し、企画への協力を要請している。2023 年度はその試験運用を評価する必要があるだろう。

(3) おわりに

すでに昨年度の報告書において薬害アーカイブズ研究の論点について論じたので、ここではそれらについては繰り返さない。ただし、本研究独自の視角として重要であり最後に指摘しておく必要があるのは、インタビュー映像研究班の計画において中心的なパースペクティブは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には——つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では——「被害者役割」を指すことがほとんどである。すなわち、被害者である当事者は被害者をめぐるさまざまな表象において、あくまで被害者として現れるのであり、その意味で当事者として尊重するという意味である。

しかし、本研究ではそうではない。むしろ、被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要があるということの意味する。それもまた被害経験の一部だからである。ただしこれはトラウマをめぐる議論ではないことに注意が必要だろう。悲しむこと苦しむこと忘れることなど、それらが被害との関連で生じている限りにおいて、あくまで被害経験の一部として考えるということである。今後はこの視角をとくに意識的に軸にして研究を行う必要があるだろう。

文献

佐藤哲彦, 2016, 「薬害の社会的記述に関する考察——薬害ディスコースの分析——」, 『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 13, 89-104.

佐藤哲彦, 2018, 「逸脱研究の論点とその探求可能性——ディスコース分析をめぐって——」, 『社会学評論』, 68(1), 87-101.

佐藤哲彦, 2023, 「第1章 薬害の定義と薬害概念」, 本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』, ミネルヴァ書房.

